

行財政改革大綱（第8次計画）を策定しました

人口減少や超高齢社会が進む中、限りある経営資源を有効活用し、効率的で効果的な行財政運営を一層推進していくため、令和2年度から4年度までに取り組む新たな行財政改革大綱(第8次計画)を策定しました。

基本理念 未来へつなげる行財政運営基盤の確立

推進項目 次のことに重点を置き取り組みます

- **人材育成・確保** 限られた人数の職員を有効活用するための職員のスキルアップや職員流動体制制度の積極的な活用、救急救命士の育成など
- **働き方改革** 職員の業務効率の向上を図るための時間外勤務の適正管理や会議の開催方法の見直しなど
- **ICTの活用** 業務効率化を図るための先端技術を活用した業務の自動化・省力化など
- **財源確保・歳出削減** 持続可能な財政運営を確保するための借地の解消やガバメントクラウドファンディング(用途を具体化した上で募る「ふるさと寄附金」)の導入など

- **公共施設等の適切な維持管理** 公共施設の老朽化などに対応するための施設の長寿命化や再編、魅力向上など
- **業務効率化・市民サービス向上** 更なる業務効率化・市民サービス向上を図るための給与等総務事務の集約化や救急車の適正利用の啓発、日立駅前のにぎわいづくりなど
- **個別計画の推進** 本市の課題である人口減少や超高齢社会などに関する施策推進のための個別計画で定める子どもや高齢者、中小企業者に対する支援や中山間地域の魅力づくりなど
- **コミュニティ等との連携・協働** 多様な主体との連携・協働によるまちづくりを推進するためのコミュニティ活動への支援や防犯灯のLED化、大学との連携事業の推進など

* 計画は、市のホームページや市役所、各図書館でご覧になれます。

問合せ 行政マネジメント課 内線 310

4月から市役所の組織が一部変わりました

【市長公室】

- **拠点事業推進担当の設置** かみね公園全体の活性化に関する施策など、市の拠点となる地域資源を活用した特定事業の推進を図ります。
- **イノベーション政策室の設置** 新たな手法を用いた調査及び研究を行うことにより、新しい発想による革新的な政策立案などを推進するため、政策企画課内に設置しました。
- **市政情報係の設置** 市政情報を広報する担当が、より市民に分かりやすくなるよう、広報戦略課の広報係を市政情報係に変更しました。

【総務部】

- **人材育成室の設置** 多様な行政課題に対応できる実行力ある職員の育成を推進するため、人事課内に設置しました。
- **くらし安心局・防災対策課・交通防犯課の設置** 自然災害への対応や原子力安全対策など、市民が安心して暮らすための施策を総合的に推進するため、くらし安心局を設置し、局内に生活安全課を再編した防災対策課と交通防犯課を設置しました。

【生活環境部】

- **女性若者支援課・男女共同参画推進室・若者ががやき係の設置** 女性や若者を支援する体制を明確にするため、女性青少年課を女性若者支援課に変更しました。また、男女共同参画社会の実現に向けた施策や若者がより輝くための施策を推進するため、女性若者支援課内に男女共同参画推進室と若者ががやき係を設置しました。

【保健福祉部】

- **地域医療対策課の設置** 医療従事者の確保や子どもを安心して生み育てるための医療体制の確保など、地域医療体制の充実に向けた施策を推進するため、地域医療対策室を地域医療対策課に拡充しました。

【都市建設部】

- **常陸多賀駅周辺地区整備担当の設置** 常陸多賀駅周辺の整備をBRT第III期ルートの調整などと一体的に実施します。

【産業経済部】

- **雇用労働係の設置** 若者の定住促進や女性の雇用機会の創出などに向けた雇用・労働対策を推進するため、商工振興課内に雇用労働係を設置しました。

問合せ 行政マネジメント課 内線 310

不妊・不育症治療を受けた夫婦の、 治療・検査費用の一部を助成します

令和2年度から不妊治療費の助成上限額が1回当たり100,000円までに増額されます（特定不妊治療が終了した日が令和2年4月1日以降の治療が対象）。

項目	不妊治療費助成事業	不育症治療費助成事業
対象となる治療など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ■ 男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程で行う精子を精巣または精巣上体から採取するための外科的手術を伴う治療） 	不育症に関する保険外診療で行った検査や治療
助成額	1回の治療などにつき100,000円を限度 ＊男性不妊治療を行った場合、1回の治療につき100,000円まで上乗せ	1回の治療などにつき50,000円を限度
対象者	①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれかが治療が終了した日において市内に1年以上住んでいる方 ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に判断され、県が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた方	②医師の判断により不育症検査か治療が必要と診断され、受診した方
助成回数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 40歳未満＝通算6回まで ■ 40～42歳＝通算3回まで ■ 43歳以上＝助成対象外 ＊対象年齢は、初めて助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢 ＊平成28年度までに受けた助成回数も通算されます。 ＊通算助成回数に満たない場合でも、43歳以降に開始した治療は助成対象になりません。	1年度当たり1回（通算助成回数の制限なし）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 助成申請書 ■ 受診証明書 ■ 医療機関発行の領収書の写し ■ 不妊治療費について、茨城県の助成を受けた方＝県補助金交付決定及び額の確定通知書（写し） ■ 市外在住の方＝本籍地の記載のある住民票 	
申請期間	治療などが終了した日の属する年度の末日まで ＊やむを得ない理由があり、申請期間内に申請が難しい方は、必ず事前に健康づくり推進課に相談してください。	
申請方法・場所	申請に必要な書類を添えて直接、健康づくり推進課の窓口へ。助成申請書は健康づくり推進課の窓口にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。	

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

職員採用説明会を実施します

今年度の職員採用試験の実施に伴い、採用説明会を実施します。

市役所での仕事のやりがいや若手職員が発表！採用試験や入所後のサポートなどの説明、個別相談コーナーも設けます。

とき 5月17日(日) 午前10時～、11時～、午後2時～、3時～

ところ 市役所多目的ホール

定員 各回先着50人程度

申し込み 4月17日(金)の午前9時30分から5月12日(火)までに、市のホームページ内から申し込みを

問合せ 人事課 内線284

皆さんの参加をお待ちしています！



新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、開催を見直す場合があります。